

1. 議事日程第4号

(平成19年第4回大口町議会定例会)

平成19年6月19日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第40号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定についてから、議案第50号 平成19年度大口町老人保健特別会計補正予算(第1号)まで(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第3 議案第51号 大口町立大口中学校新築工事(第2工区)請負契約について(提案説明・質疑・討論・採決)

日程第4 常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	岡 孝夫
5番	宮田 和美	6番	酒井 廣治
7番	丹羽 勉	8番	土田 進
9番	鈴木 喜博	10番	木野 春徳
11番	齊木 一三	12番	倉知 敏美
13番	酒井 久和	14番	吉田 正輝
15番	宇野 昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒井 鎭	副 町 長	社本 一裕
		政策調整室長	
教 育 長	井上 辰廣	兼 総 務 部 長	森 進
健康福祉部長	水野 正利	環 境 建 設 部 長	近藤 則義

会 計 室

会計管理者 前 田 守 文

企画財政課長 近 藤 勝 重

教育部長 鈴 木 宗 幸

学校教育課長 江 口 利 光

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局

議会事務局長 近 藤 登

次 長 佐 藤 幹 広

開議の宣告

議長（宇野昌康君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日、お手元に配付いたしております議事日程で、日程第3の議員提出議案第3号については、本日、提出者より撤回の申し出がありました。議長において撤回を許可いたしましたので報告をいたします。よって、日程第4及び日程第5はそれぞれ日程を繰り上げ、日程第3及び日程第4といたします。

（午前 9時30分）

諸般の報告

議長（宇野昌康君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

各常任委員長より、委員会審査報告書が提出されましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

議案第40号から議案第50号までについて（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

議長（宇野昌康君） 日程第2、議案第40号 大口市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定についてから、議案第50号 平成19年度大口市老人保健特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

各常任委員長から、委員会の審査経過及び結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長 吉田正輝君。

総務文教常任委員長（吉田正輝君） 皆さん、おはようございます。

議長より御指名をいただきましたので、去る6月6日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託を受けました7議案につきまして、その審査の内容と結果を御報告申し上げます。

委員会は、去る6月8日金曜日の午前9時30分から午前11時57分まで第1委員会室において、委員全員と、説明員として町長初め関係職員の出席を求め、開催いたしました。

付託を受けました議案につきましては、本会議にて議案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

それでは、付託されました順に報告申し上げます。

議案第40号 大口市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について。

これに対しまして、各議員から本会議の質疑でもいろいろ議論されましたが、当委員会の審査の中でも活発な意見が出て、提案された執行部の姿勢を問いただすものとなりました。要するに、町長が選挙戦の中で、マニフェストにみずからの給与を30%カットすると公約されたことを実行することで、住民の皆さんの理解も得られ、その姿勢は評価されるけれども、副町長も同様に30%カットするという点については問題であるということでもあります。

その点を少し詳しく申し上げますと、副町長の給与が部長職よりも下がっていることで、この近隣市町の中でも最も給与水準が低くなっていると受けとめているが、さらに一般職の給与を暗に抑制するよう押しつけることにならないか心配である。給与が最低ランクで、果たして優秀な人材が大口町へ喜んで応募してくれるのかということも含めて、極めて今回のやり方は心配である。副町長の給与については、少なくとも部長職よりも少ないというような状況は回避すべきである。職員にも地域手当の削減等を自覚しておくということや、副町長の30%カットということとは別の離れた考え方でやってもらいたいなどの意見に対して、町長からは、副町長の方から決意を示していただいたし、町長に準じていくんだということで熱っぽく話してもらったこと、現実には国の方では職員に対する地域手当をカットせよとか、近隣の市においても削減していくんだということであり、それに準じないところはペナルティーをかけていくということで、すべてのものを切りかえていこうとしている。その心構えを持ってほしいし、その覚悟は一人ひとりの職員に対しても喚起していかなければいけないと思っている等との回答がありました。

議論が一段落したところで、酒井久和委員より、町長の給与30%カットについては町長御自身のことであり、副町長や教育長に波及させるべきものではないとの意見から、本案に対する修正の動議が出され、全員一致で採択されました。

その修正の内容につきましては、お手元の委員会審査報告書に添付してありますとおり、副町長の給与カットの部分を削除したものとなっております。

修正案に対する質疑もなく、これを採決した結果、全員の賛成をもって可決されました。

その後、修正議決された部分を除く議案第40号の原案について採決を行い、全員の賛成で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第41号 大口町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例に関する条例の制定について。

これにつきましても、議案第40号と同様に各委員からいろいろな意見が出てまいりました。

町長が公約で給与の30%をカットされたことは、晴れて当選された町長個人の問題であって、その選挙に対して大変世話になった、おかげで当選した、これからはいろいろ世話になる、もちろんこんなことはできることではありませんが、給与を上げることの方が普通の人の考え方

で、どちらかという筋が通っていると思う。

教育長は、本会議で「義を見てせざるは勇なきなり」、その一言に尽きると言われたが、それは同じ日本人として実によくわかるが、言葉の上だけでひとり歩きしているような行政というのはやっぱりおかしいと思う。

町長の給与については、マニフェストとして個人の問題と納得するが、報酬審議会も通さないこの議案は、教育長自身の問題でなく、行政の問題として、その周辺のところも考えて行くべきではないか。

後任人事の場合、同じ価値観を精神的に強要されるようなことであると、優秀な人ほどとかく考えやすいと思われ、人材の確保に弊害が出てくるかどうか。

教育は、政治的にも権力からも中立で行政が関与してはならないもので、学問や教育の自由といったものが保障されなければならない中で、教育長からの申し出があったかどうかということについては甚だ疑問を持っているため、給与減額のことは白紙に戻し、自由に、闊達に大口町の教育行政の推進を図っていただく、そのための環境もでき得る限りきちんと整えていく必要がある等との意見に対し、総務部長からは、酒井町政が進めてみえる大口町のあり方、向かう先、そういうものに副町長であり教育長である両人が賛同され、同じ思いでそのことに当たるとのことだと理解している。今回の条例の内容は、提案時期も考えに考え抜き、御本人の意向も十分に踏まえて、熟慮の上、調整、論議して提案したものである。

この条例は、現任者の任期に限っての特例条例であり、任期が満了した時点でリセットされるものであり、十分理解し、自分の意見がきちっと言える方が後任者として、あるいは町長自身が議会に承認を求められる形で提案されるものと思っている。また、教育長からは、後任のことについて十分に考えたつもりであり、平成20年9月末までの私の任期だけの問題であることも総務部長に伝えた。他の方に影響を与えない、私の一存であることと、教育の自由については、そのように自分も歩いてきたつもりで、今もそうで、これからもそのとおりにやっっていくと思っている。

教育の内容については、私どもが責任を持ってやっっていくことであるとの回答がありました。

採決の結果、原案に賛成の委員もなく、否決すべきものと決定しました。

次に、議案第42号 大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

選挙における開票時間短縮についての質問があり、近隣より早いと思っているのが、さらに早くなるよう努めたいと考えているとの回答がありました。

ほかに発言もなく、直ちに採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第43号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

発言もなく、直ちに採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号 大口町税条例の一部改正について。

株式譲渡益の特例を1年延長するということは大金持ちや資産家だけを優遇することであり、極めて不公平ではないかという質疑では、景気の回復の関係上、経済状況の活性化ということでこういう措置がとられたと考えているとの回答がありました。ほかにバリアフリーの補助について確認の質問がありました。

他に発言もなく、直ちに採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第45号 大口町都市計画税条例の一部改正について。

改正内容の確認後、他の発言もなく、直ちに採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号 平成19年度大口町一般会計補正予算(第1号)(所管分)について。

歳入歳出一括で審査しました。放課後子ども教室推進事業委託料で、子どもの居場所づくりとして、文部科学省と厚生労働省とが一緒の事業で始めた「生き生き土曜学級」では、どういう内容で計画されているのかとの質問に対し、事業実施主体はNPO法人の「ウィル大口」と「子どもと文化の森」で、すべて人件費として補助を受けるものであり、地域の中で子供の居場所を探すという考え方で、それぞれの施設を活用して事業を推進していくもので、これから計画を上げていくとの回答がありました。

また、本会議の中の質疑で、資料の提出と説明を求めていた町内小・中学校長の給与等の問題と、今回の条例で30%カットした町長、副町長、教育長それぞれの影響額及び大口中学校の敷地を購入するための予算については、町内小・中学校長の給料月額で、最高額は51万3,500円、管理職手当として8万6,900円、合計60万400円であり、7月1日から来年3月までの町長の影響額は、給料で248万1,000円、12月の期末手当で69万9,589円、各年合計額と共済組合負担金が33万4,833円、退職組合負担金456万5,592円となっており、総額では2,226万167円となっている。なお、副町長では、任期が平成20年12月21日までの総影響額として667万3,827円、教育長では、任期が平成20年9月30日までの総影響額として495万3,337円となる。さらに町長の退職金についての影響額では、現行で1,985万400円、30%減額で1,389万5,280円となり、影響額は595万5,120円となるとの回答がありました。

また、大口中学校の敷地を購入するための予算では、今回取得する用地に関連をして、平成13年8月以降の経過について文書による提出があり、その説明を受けるとともに同様の資料に

ついて環境建設常任委員会にも提出を要請しました。

大屋敷区の平穏なコミュニティーをきちんと取り戻すためには、大屋敷学共や郷浦排水路の底地問題とは別のものと言う町長や総務部長とは別に、副町長から地元の方で鋭意取り組む中で御意見、あるいは解決に向けての支援はしていきたいとの回答がありました。

次に、特別支援教育の講師の予算で、政府は2年間で全国の小・中学校のすべてに配置する方針であるが、大口町ではどうかとの質問では、講師として教員志望の学生チューターを活用し、授業中における個別指導、あるいは支援を行い、子供たちに基礎学力の定着を図るとともに、学生自身の将来教員としての質向上につなげるもので、西小学校が4名、南小学校が1名で人数は5名との回答がありました。

議論が一段落したところで、酒井久和委員から、議案第40号、41号に関連したものであることから、本案に対する修正の動議が出され、修正案の説明後、採決の結果、全員一致で可決されました。その後、修正部分を除く議案第47号（所管分）は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任委員会に付託を受けました7議案の審査の経過及び審査結果の御報告といたします。

議長（宇野昌康君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、健康福祉常任委員長 木野春徳君。

健康福祉常任委員長（木野春徳君） 皆様、おはようございます。

議長さんの御指名をいただきましたので、去る6月6日の本会議において健康福祉常任委員会に付託を受けました5議案について、審査の内容と結果の御報告を申し上げます。

委員会は、6月11日午前9時30分より役場3階第5委員会室において、委員全員及び酒井町長以下関係職員の出席を得て慎重に審査をいたしました。

付託を受けました議案については、本会議において提案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

それでは、付託議案の順に御報告を申し上げます。

最初に、議案第46号 大口町福祉手当支給条例の一部改正について質疑に入りました。

介護保険法等の一部を改正する法律が平成17年に変わっており、2年間条例を変えなくても支障はなかったかの質問に対し、本来はその時点で変更すべきであったが見逃してしまった。

しかし、それによって不利益は生じてはおりませんとの答弁がありました。

次に、法律が改正されると、県からモデルのようなものが示されてきたが最近はどうかの質問に、法改正があった場合、直接関係する部分、法に対する市町村の条例・規則を定める場合には模範的なものが送られてきますが、今回は町単独の施策であり、そういった部分については来ないと答弁がありました。

続いて、この条例では支給要件とあるが、実は支給しない規定であり、どういう場合に支給しないのかとの質問に、介護保険3施設である特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設の3施設に入所した場合には福祉手当は受け取ることができない規定となっておりますとの答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号 平成19年度大口町一般会計補正予算(第1号)(所管分)について、歳入歳出一括して質疑に入りました。

介護者慰労事業費が介護保険特別会計に移ったことによるメリットはあるかの質問に対し、介護者慰労事業は町単独施策で進めてきたが、新しく創設された地域包括支援センターにおける地域支援事業での交付金対象にできることになってきましたので、今回組みかえをしたとの答弁がありました。

次に、精神障害者相談支援事業の委託先はどこかの質問に、現在、犬山病院が運営をしている尾張北部地域生活支援センターであると答弁がありました。また、精神障害者の相談事業について、委託先を1ヵ所に限定せずに医療圏域以外のところでも相談できる体制はとれないかとの質問に、町が契約をしている相談事業所を極力利用してもらいたいが、現実には岐阜県の地域活動支援センターを利用されている方があり、自立支援法の中では一部契約も可能となっており、そういった場合には契約に応じていかなければという考えは持っていますとの答弁がありました。

続いて、社会福祉協議会への補助金の追加内容はとの質問に、4月の人事異動で部長級の職員が町へ帰ることになり、かわって主任クラスの職員を派遣したため、その職員の給与に係る部分の人件費であると答弁がありました。

続いて、保育園の備品購入費に関連して、以前は帽子が保育園から支給されていたが、今はどうなっているのかとの質問に対し、保育園に登園するときと降園するときのみに使用する「チャッピー帽」については入園時に支給していたが、年長になって小さくてかぶれない、ただ頭に乗せているだけの状態もあり、あまり活用がされていないということで、平成17年度から支給はしておらず、またクラス帽については、学年が変わるたびに支給していたが、家に帽

子が幾つもある、兄弟で使えるといったこともあり、3年間は十分に使用できることを前提として、今年度から保護者に負担していただくようお願いをいたしましたと答弁がありました。

同じく備品購入費で、南保育園に乳母車を購入されるが、その台数と他の保育園には必要なのかとの質問に、この乳母車は未満児の散歩や避難をするときに使用するもので、今年度、南保育園において1歳児が例年より多く入園したため必要となり1台購入するもので、他の保育園については人数に応じて1台あるいは2台あり、現在支障はないとの答弁がありました。

続いて、地域生活支援事業給付費の更正訓練とはとの質問に対し、更正訓練費とは、通所施設等で文字を書く練習などを行う場合の文房具、参考書などの費用の一部で、障害者自立支援法の施行によって制度自体はなくなってしまったが、従来から利用されている方が1名あり、そうした方については3年間扶助するよう厚生労働省からの通知が18年8月に来ていましたが、改正の一部を見落としていたため、今回補正計上したと答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号 平成19年度大口町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑に入りました。

介護保険料は町民税との密接な関係があり、介護保険料に反映される時期及びどの程度の保険料の増収が見込まれるのかとの質問に対し、介護保険料は年度が4月からで、4月、5月、6月については前年度の仮算定での通知が出され、6月末をもって本算定となり、新たな介護保険料の通知が出されますが、税制改正に伴ってどれだけの増収になるのかということころまでは、介護にかかわる部分での国からのデータのなものが町の方には来ていないため、まだ算定できておりませんとの答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑に入りました。

後期高齢者医療制度のシステム改修費補助金の減額についての質問に対し、今回は電算室との関係で一般会計へ予算を組みかえることになりましたとの答弁がありました。

また、具体的に国保加入の75歳以上の方がどうなるのか、さらに社会保険の扶養家族になっておられる方はどうなるのかとの質問に対し、75歳以上の方は平成20年4月からはすべて後期高齢者医療制度へ移行することになるとの答弁がありました。

さらに、保険料には所得割、均等割があり、特に所得割については年金だけの方は別にして、所得を把握できない方や減免を受けたい方、さらに寝たきりの方についても申告が必要となり、

国民健康保険加入者及び社会保険の扶養家族の方についても申告が必要であり、そうした処理は大変な作業となると思うが職員の増員等も含めどのように対応するのかとの質問に対し、当然窓口は大口町であり、そうした方へはいろいろと御案内をし、接触する機会を設け申告を促すとともに、準備の段階での経過等を見ながら、担当課あるいは所管と調整しながら対応できるようにしていきたいとの答弁がありました。

また、後期高齢者医療広域連合の議員選挙についての質問があり、これについては、委員会終了後の協議会で経過報告をすとの答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号 平成19年度大口町老人保健特別会計補正予算（第1号）について質疑に入りました。

老人保健加入者1人当たりの医療費はどれくらいかとの質問に対し、今回の補正は18年度の精算に伴うもので、18年度見込みとして73万円ぐらいになるとの答弁がありました。

また、歳入の支払基金交付金の審査支払手数料についてはどう理解すればよいのかとの質問に対し、審査支払手数料については、国民健康保険、社会保険の加入者からの拠出金によってすべて賄われるものであるとの答弁がありました。

その他質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、健康福祉常任委員会に付託を受けました5議案の審査の内容と結果の報告を終わらせていただきます。

議長（宇野昌康君） 健康福祉常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、環境建設常任委員長 齊木一三君。

環境建設常任委員長（齊木一三君） 皆様、おはようございます。

議長さんの御指名がございましたので、去る6月6日本会議におきまして環境建設常任委員会に付託を受けました1議案につきまして、その審査の内容と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、去る12日火曜日午前9時30分、役場3階第5委員会室におきまして、委員全員、説明員として町長初め関係職員の御出席をいただき開催をいたしました。

付託を受けました議案につきましては、本会議にて議案説明を受けておりますので、直ちに

質疑に入りました。

それでは、議案に対する質疑の内容につきまして御報告させていただきます。

循環型社会形成事業ということで、有機資源、剪定枝保管場所の困障工事費であるが、町のごみ減量を3年間で20%削減をしていくことであったと思う。間もなく1年経過しようとしているが、3年間で20%の減量であれば、毎年6%ないし7%の削減をしていかないとその目標には追いついていかないのではないか。剪定枝を有機資源化することで、その分減量となっており、その効果はあると思うが、全体のごみの量を20%減らすということは大変な労力が必要であると思う。現状と今後はどのような見通しを持って進められているのかとの質問に対しまして、剪定枝等の有機資源化の現状は、収集を昨年12月1日から供用開始をして、5月末までの利用者は427名で、月平均にしますと71名の人に利用していただいております。剪定枝が全体で35.14トン、草が3.79トンの割合であり、全体の90%を剪定枝が占めております。月平均にしますと5.86トンの剪定枝と0.63トンの草が持ち込まれている現状であります。

人口が16年度から18年度末で1.8ポイント(395人)、世帯数では3.5ポイント(260世帯)がふえておる状況の中で、1.3%の減を達成しているのが現状であります。現在、河北、二ツ屋地区で常時回収されておりますが、さつきヶ丘地区においても、地区の皆さんと話し合い、とりあえずやれることから始めようと、紙類等、いわゆる可燃ごみに含まれていると言われておる有機資源の40%のうち、多くを占める紙類の分別の常時回収をスタートさせます。何とか19年度の実績が出た時点で20%に向けていきたい旨の答弁がございました。

次に、人口がふえ、世帯数もふえる中、生ごみの堆肥化についても全体的に方向性を示さないとなかなか20%削減は達成できないのではないかとの質問に対しまして、生ごみ堆肥化施設の建設にはかなりの金額が必要であり、事務局としましては交付金を受けていくための方策を模索しているところである。交付金を受ける条件として、5万人以上の地域で、さらに処理能力、環境アセスメントの問題が発生してくるわけで、コストパフォーマンスすべて、ランニングコスト、イニシャルコスト含めて、負担金なしで建設していくことに不安を感じておるわけで、大口町という集中型ではなく、広域化で施設建設ができないか検討をしており、環境アセスの問題、また事業費の交付金の問題も長い期間を要するため、環境アセスを含めての建設となりますと、恐らく10年単位の期間が必要になってくるというふうに考えているとの答弁がございました。

次に、大口町と江南市、大口町と扶桑町の境に不法投棄されているごみ袋の責任分担について、具体的に住民の皆様に説明の必要があるのではないか、また資源ごみではなく、資源にならないような処分に困るごみの処置について、不法投棄を防ぐために住民の皆様の御理解をいただけるような説明が必要ではないかとの質問に対しまして、不法投棄の電話での対応は、場

所の確認をさせていただき、私の方で処理しますという対応をさせていただいており、住民の皆様には多分迷惑をかけていないと思っております。

他の市町で大口の袋があれば連絡があり、当然引き取りに行くわけで、その逆も多々あるわけであります。また、適正処理困難物につきましては、衛生カレンダーに載せてあるが、一品一品について載せてあるわけではありませんので、問い合わせをしていただければ処理業者等を紹介させていただいており、啓発につきましても方法等を検討しながら進めていきたいと思っております旨の答弁がございました。

次に、昨年、各地区におきましてごみ減量説明会が開かれましたが、町全体でどれぐらいの出席率であったのか、説明を受けた人はごみ減量に対する考え方が大分変わったろうと思いません。減量に協力されておるとも思っております。多くの方に説明を受けていただけるよう、もう少し狭い範囲で説明会を実施していただければとの質問に対しまして、説明会に出席された方、生ごみの堆肥化の視察をしていただいた方、いろいろなところでいろいろな形でかかわった方というのは環境に対して意識が高くなっておるのを感じております。地区単位での説明会というのではなく、小さなエリアで集まっていれば、夜でも、土曜日・日曜日でも構わず説明にどんどん出かけていくよう対応していきます。また、平成18年9月から11月に実施しました地区説明会の出席者は、全町で750名であり、世帯数が7,500世帯でありますので、約10%の方に御出席をいただいている旨の答弁がございました。

次に、事業系のごみは収集が違っていると思いますが、たまに業者が落としている袋を見かける場合がありますが、行政が業者に注意をしておいていただきたい旨の質問がございました。全業者に注意を促しておりますとの御回答でございました。

続きまして、要望といたしまして、ごみ焼却場の耐用年数がどれほどか、組合では詳細な精密検査がされ、組合議員にはその報告が届いているが、大口町議員全体の共通認識にしていく必要があり、執行部から、とりあえずこの委員会でその内容について説明をしていただきたい。また、焼却施設内の最終処分場には、どのような有害物質が埋められているのか、有害物質の分析、量など組合が公表している内容につきましても、議員全員に説明をいただき、埋められているものについて最終的にどうするのが最もよい方法か検討をしていただき、執行部としての考え方を提示・説明いただきたいとの要望がございました。

次に、地球温暖化防止によるエネルギーを節約する太陽光発電について積極的に補助することは大いに評価をしていきたいが、大きな地震に備えて補強工事が必要である緊急性の問題から、耐震診断判定により既存の住宅の補強工事には補助があるが、建てかえには適用されないのは片手落ちではないか。また、太陽光発電補助は今年度の経過を見て11件分の補助ということで、この予算限りでそれ以上の申し込みは受け付けないとのことであるが、1件当たりの補

助金を若干減らしても、申請をした人には年度を通してきちっと補助ができるように平等性の確保が大切ではないかとの質問に対しまして、今回の補正は5基分の220万を追加するもので、基本的な考え方は最高の4キロワットを使った場合の考えであり、ワット数により何基なるか最終的な数字は最終年度でないとわかりませんが、5月末時点で11件決定させていただいており、トータル18基ぐらいの設置ができるものと考えております。1キロワット当たり11万円、マックスが44万円という補助になっておりますが、広く使っていただきたいということで、今年度中に補助金交付要綱の改正を検討しておりますとの答弁があり、また耐震補強工事の補助金は、新築については耐震補強性のもとに家はつくられておるわけで、新築されれば当然補強はされたものという形になります。耐震補強制度は改修という意味での昭和56年以前建設の住宅に対応する話であり、新築については対応不可ということで理解しております旨の答弁がございました。

次に、耐震補強改修工事には補助するが、新築して震災に備えるところにはなぜ補助の対象にならないのか、大地震に耐えられないということについては、補強工事をする人も、新築する人も、対応することについては同じ共通な部分があるわけで、その部分については共通に補助をすべきと思うが、耐震診断と耐震補強工事を積極的に進めて、万全なまちづくりをきちっとやっていく努力をしてほしい旨の質問に対しまして、耐震診断をする物件が昭和56年以前に建てられたものという話であります。築30年を経過した建物ということであり、耐用年数とかいろいろなことがありますので、補強または建てかえの最終判断をされるのは個人であるということになってくると思います。また、町全体の耐震補強計画を策定する委託料を組み、そうした中で、町全体の事業計画をもって、一応町の建物に対する耐震補強をどのようにしていくのかということも網羅されてくるものと思いますとの答弁がございました。

要望といたしまして、大口町内で昭和56年以前に建築をされた住宅で耐震診断が必要な住宅はどれほどあるのか。それらについては、耐震診断と耐震補強工事をいかように進めて、大きな地震に備えようとするのか、調査し、積極的な推進のための説明が次の機会にもいただきたいとの要望がございました。

次に、太陽光発電は屋根の上に設置するのが普通だと思っていたんですが、最近では駐車場に設置されているところがあるわけで、それも補助対象になるのかと御質問に対しまして、屋根の上が一般的ですが、構造そのものが、いわゆるパネルに太陽が当たれば発電するという理屈でありますので、南向きで1年間を通して太陽光が当たりやすい位置へ設置されれば、すべて対象になっていきますとの答弁がございました。

次に、3月議会で提案した中で、3月20日に廃棄物減量等推進協議会が開催され、またその結果報告をしてくださいとの質問に対しまして、3月20日の大口町廃棄物減量等推進協議会は、

議題として若干生ごみの部分は上がっていましたが、推進委員で協議された全体の流れは、大口町のごみをどうしていくんだという大きな話の中で終始しており、生ごみ処理の方法の結論は出なかったということでありますとの答弁がございました。

以上の質疑後、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、環境建設常任委員会に付託を受けました1件の審査経過及び審査結果につきましての御報告を終わらせていただきます。

議長（宇野昌康君） 環境建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で、委員長報告、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

これより討論・採決に入ります。

議案第40号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について、討論に入ります。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第40号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は修正です。まず、委員会の修正案について起立によって採決します。委員会の修正案に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長（宇野昌康君） 起立多数です。したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について起立によって採決します。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

議長（宇野昌康君） 起立多数です。したがって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議案第41号 大口町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例に関する条例の制定について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第41号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、否決であります。したがって、原案について起立によって採決をいたします。

議案第41号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立なし)

議長(宇野昌康君) 起立なしです。よって、本案は否決されました。

議案第42号 大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第42号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、討論に入ります。
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第43号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号 大口町税条例の一部改正について、討論に入ります。
ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 議案第44号につきましては、上場株式等の譲渡所得等に対する税率の特

例措置、この適用期限をさらに延長するという内容がございます。本来20%の税率を所得税7%、住民税3%、合わせて10%という軽減税率の1年間の延長であります。庶民には大変な増税攻勢がかけられている中で、株式を売り抜いたり、あるいはその配当所得に対してだけは10%の税率でいいですよという特例措置をさらに1年間延長するという、極めて大資産家、大金持ちの人に対する優遇措置であります。

こうしたことで恩恵を受けているのは、大口町で約100名程度、500万円程度だということでもありますけれども、これは大口町内に対する影響だけではありませんが、全国的に見ますと、例えば武富士、あるいはアコム、こうしたところが一族6人で大量の株式を持っております。2005年の推計によりますと、この6人の方の配当利益は52億円、その方たちに対する減税額は2002年の税率と比較いたしますと17億円、98年当時の税率と比較をいたしますと27億円もの減税になっている。極めて一部の大金持ちの人に対する大減税がこのように行われているというのは、極めて不公平な問題であります。住民税、所得税、合わせて50%の税率は高い、こうした大資産家、大金持ちのやる気をなくする、だから引き下げのんだという論理もありますけれども、50%もの税率を実質的に払っている皆さんというのはかなりの高額所得者に限られておりました、うちの町長さんや大臣さん等々の2,000万、3,000万程度の所得の皆さんは、実効税率は30%台にとどまっているというのが実情であります。そういう意味でも、この大資産家や一部の大金持ちの皆さん等に対する特例措置を1年間延長するというのは極めて不公平な話であり、反対をさせていただきます。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 議案第44号 大口町税条例の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うもので、19年度税制改正の制度面では特別措置の創設や適用期限の延長が中心となっています。経済活性化のため、上場株式等の譲渡所得等に対する税率の特例措置の適用期限の1年延長、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例（エンジェル税制）が景気促進の特例であります。

また、住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置の創設があります。

よって、今回の税制改正には、経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための軽減税率の適用期限の延長、税の減額措置の創設であり、議案第44号には賛成をするものです。以上です。

議長（宇野昌康君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第44号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長（宇野昌康君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号 大口市都市計画税条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第45号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第46号 大口市福祉手当支給条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第46号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第47号 平成19年度大口市一般会計補正予算（第1号）について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第47号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、所管ごとに、総務文教常任委員会は修正、健康福祉常任委員会と環境建設常任委員会は可決であります。

まず、総務文教常任委員会の修正案について、起立によって採決をいたします。

総務文教常任委員会の修正案に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長(宇野昌康君) 起立多数です。したがって、総務文教常任委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について起立によって採決をいたします。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長(宇野昌康君) 起立多数です。したがって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議案第48号 平成19年度大口町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第48号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第49号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第49号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第50号 平成19年度大口町老人保健特別会計補正予算(第1号)について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（宇野昌康君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第50号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第51号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（宇野昌康君） 日程第3、議案第51号 大口町立大口中学校新築工事（第2工区）請負契約についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

酒井町長。

町長（酒井 鎧君） 議長さんのお許しをいただきましたので、追加上程をさせていただきました議案第51号 大口町立大口中学校新築工事（第2工区）請負契約について説明をさせていただきます。

大口町立大口中学校新築工事（第2工区）請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。詳細につきましては教育部長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宇野昌康君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） 議長のお許しをいただきましたので、議案第51号 大口町立大口中学校新築工事（第2工区）請負契約について説明をさせていただきます。

この議案につきましては、去る6月13日入札執行いたしました結果、地方自治法第96条第1項第5号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める事件となりましたので、今定例議会に追加議案としてお願いするものでございます。

工事概要は、25メートル8コースのプール、野球場、運動場、4面のテニスコート新築工事ほか、大口神社移設工事を行い、大口中学校と大口北部中学校の2校を統合した新しい中学校を建設し、平成20年4月の開校を目指し着手していくものでございます。よろしくお願いをいたします。

契約の内容でございますが、1．契約の目的、大口町立大口中学校新築工事（第2工区）。2．契約の方法、一般競争入札。3．契約金額、金8億3,475万円。4．契約の相手方、名古屋

屋市中区錦三丁目2番1号、五洋建設株式会社名古屋支店 執行役員支店長 山下純男。5 .
工期、契約の翌日から平成20年12月10日まで。なお、参考資料としまして、制限つき一般競争
入札執行調書、工区図を添付させていただいておりますので御参照いただきますようお願い申
し上げます。

以上で、議案第51号の説明とさせていただきます。

議長（宇野昌康君） これをもって提案理由の説明を終了いたします。

会議の途中ですが、議案第51号の精読を含めて10時50分まで休憩といたします。

（午前10時32分）

議長（宇野昌康君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時50分）

議長（宇野昌康君） これより議案に対する質疑を行います。

質疑は、会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一の議題について3回までとなっ
ていますので、御了承を願います。

なお、質疑・答弁とも簡潔・明瞭をお願いをいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜り
ますようお願いを申し上げます。

議案第51号 大口町立大口中学校新築工事（第2工区）請負契約について、質疑に入ります。
ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 初めに、建設者は町長でありますけれども、事実上、教育委員会の職員
が補助に入っているわけでありまして、この説明は教育部長からなされているというの
は少しおかしいのではないかと。町長部局の方で説明をするのが責任ある態度ではなかるうか
というふうに思いますが、まずその点についてお尋ねをいたします。

それから、制限つき一般競争入札ということでありまして、事実上、2社が応募し、
1社は辞退をして、値札を入れたのは1社だけということで、これでは競争原理が全然働いて
いないということになってしまいうんでありますけれども、ちなみに今、例規集を見させていた
だきますと、指名競争入札の場合には、土木一式工事、建築一式工事の5,000万円以上の場合
には9人以上なければならない、入札者の数がですね。ということになっているわけです。指
名競争入札の場合には、5,000万円以上は9社以上必要だけれども、制限つき一般競争入札な
ら1社でも2社でもいいのかということになるわけでありまして、むしろ一般競争入札と名前

を冠したことによって市場原理が働かない、競争入札制度が機能していないということにもなっているのではないかとということで、若干疑問が残りますので、この点についての見解についてもお伺いをいたします。

三つ目は、7億9,586万1,000円の予定価格であります。落札価格は7億9,500万円、これは予定価格を公表しておりますので、それいっばいの価格で落札をされたということでもありますけれども、その落札率は99.9%ぐらいになるんじゃないかというふうに思います。これも競争原理が働いていないのかなあというように思わざるを得ないわけでもありますけれども、ちなみに設計価格はどれだけであったのか、そのことについての御説明もいただきたいと思えます。以上です。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） まず、今回提案をさせていただきました大口中学校新築工事（第2工区）の請負契約について、提案説明をした部局が違うのではないかとのお話ですけれども、特に今回に限った話ではございませんが、従来から大口町としてはこんな対応をしております。それに沿った形で今回も提案説明を担当の部長さんからされたというふうに理解をしております。

それから、制限つき一般競争入札で、辞退者があって、1社による入札執行で適正な競争が働かなかったのではないかとということですが、御承知のように、今回実施しました制限つき一般競争入札につきましては、第1工区と同じ流れで執行いたしております。事前に、この事業に対しての業者からの意向を確認をし、私どもが会社の状況等を審査して入札に望むということを認める、認めないというような経過があるわけでございまして、そういう中で最終的に2社についてそういう申し出があり、私どもの審査の結果、その2社については適正であるという判断をして通知を申し上げ、その後、1社から辞退の申し出があったということでございますので、特に競争原理が働かなかったというようなことは私どもとしては考えてはおりません。

それから、事前公表の案件、議員さん言われますとおり、本件につきましても予定価格の事前公表の案件でございます。それで、契約金額が一応8億3,475万円というような結果になったわけですが、これに対する設計金額でございますが、税込みの設計額が8億4,409万5,000円でございます。以上です。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 説明が、従来も建設者は町長部局であるけれども、従来、教育関連については教育委員会から説明をしてもらっているんだということですが、これははっきり

させなきゃいかんと思うんですね。小さな役場ですから、教育委員会の職員が一生懸命主体的に骨を折っていることは十分承知をしておりますけれども、しかし建設者は町長でありまして、銘板がつけられるときにも、建設者は教育長の名前が載るわけじゃないんです。町長がそういうふうになんか明示をされて、責任者は町長部局でありますから、法的に責任を負っている者がきちんと説明をするというのが当たり前でありますから、これはよく教育委員会から詳細については勉強して、そして町長部局がそれを十分に理解をした上で、町長部局の責任でこうしたことについては提案をするというふうには今後は改善をしていただく、そうでなければ責任があいまいになるというふうには思いますので、もう一度御答弁をいただきたいと思います。

競争原理が働いていないと思わない。これで働いているんだということでもあります。今、複雑な状況があります。名古屋の地下鉄談合事件で、多くのゼネコンが営業停止処分に陥るとか、あるいは、この名古屋圏については、さまざまな建設ラッシュがあって、こうした公共工事に参画をするということについて渋る傾向がゼネコンに大変にあるというようなことで、入札が不調に終わってしまって困っている自治体もあるやに聞いております。あるいは、燃料費の高騰、資材の高騰、いろいろ複雑な条件があって、なかなか業者の応募ができないということなのかなということも一定理解をするわけですが、しかし2社しか事実上入札に参加しないということでは、これはやはり競争原理が働いていないという批判は免れないと思うんです。こうしたことについての一定の入札のあり方についての改善点を具体的に我々の意見も言いながら、早く改善をするようにということで申し上げてまいりました。郵便入札とか電子入札とか、いろんな方法が各自治体でとられているところでもあります。今、その見きわめについてはどの程度まで検討して、いつからこうしたことについての改善を具体的に図ろうとしているのか、その辺が渋滞をしているということが甚だ残念でありまして、これほど大きな事業がこうした状況では大変心配であります。引き続き第3工区についても工事がなされるわけですが、早く改善すべき点は改善をすべきだというふうには思いますが、一体いつまでに行うのか御説明がいただきたいというふうには思います。

それから、設計金額が8億4,409万5,000円ということでもあります。今度は、予定価格との差を少なくしたんだということが見受けられるわけですが、第3工区を含めて予定をしていた建設工事費について、それを上回るということはないだろうというふうに思いますけれども、第3工区の工事も含めて、建設計画の建設費についての見通しも御説明がいただきたいというふうに思います。以上です。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 提案説明をさせていただいた所管についてのお話でございますが、この統合中学校の建設整備につきましては、御承知のように多額な事業費を持

ち、また数年にわたる事業でございまして、この事業に取り組むに当たりまして、関係する者が一致してこの事業を成功させようという形で進んできております。そういう中で今回、従来の事務分掌と同じ分担で本案件につきましても教育部長の方から提案説明をされたわけでございますけれども、今、御心配の向きがある責任の所在、あるいは役割分担、そういうものについては、今後もであります、私どもこのような事業についての取り組みにつきましても、それぞれ所管が、あるいは庁舎の中で協力し合って取り組んでいくということを考えておりますので、御理解がいただきたいと思っております。

また、制限つき一般競争入札、これ以降の入札制度のあり方についての御質問でございますが、これについては以前にもお答えを申し上げたわけでございますが、一応平成20年度から電子入札に取り組むということで考えておりますし、その前段としまして、愛知県の方でいろいろ検討がされております総合評価方式ですか、このあたりも県の補助がいただけるというようなお話も聞いております。そういう中で、19年度にそれについても一度試行をしてみたいというような考え方は持っておりますが、具体的に電子入札を平成20年度から実施をしていくという計画を持っておりますので、現在はこれに向けて取り組んでおるとというのが現状でございます。

議長（宇野昌康君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 第3工区の建設費の見通しということで御質問をいただきましたが、第3工区につきましては、主には校舎の撤去工事、あるいは体育館の駐車場の整備工事、こういったものを予定いたしておりますが、現在のところでは1億9,300万円ほど予定をいたしております。以上です。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） まず、この入札に参加された2社のことについてお伺いしておきたいんですが、まずこの五洋建設でありますけれども、実はこの五洋建設は、平成18年9月13日に執行された大口中学校の新築工事においては辞退された業者ではないですか。辞退されたことに対して私は一定のペナルティー等、そうしたものがあるのかなというふうに思ったわけなんですけれども、そういうものは一切ないというお考えなんですか。

それからもう一つは、さっきも田中議員の方から話が出ましたが、名古屋の地下鉄談合事件の問題ですね。全部で16社名前が上がっているわけですが、その中に多分この東急建設というのも会社の名前として上がっていたのではないかなあというふうに私は記憶しておるわけですが、指名停止等々そうしたものについては一体どういうふうになっているのか、

この点においても私ちょっとわかりませんので、ぜひお伺いをしておきたいというふうに思います。

それから、この一般競争入札では過去の工事の実績、そうしたものも調べて入札参加者にふさわしいかどうかということが多分調査されていると思うんですが、今回落札された五洋建設においては、そういった工事実績はあるんですか。グラウンドとかテニスコートとかプール、こうしたものの建設実績が実際にあるのかなのか、その点についてもよく今の説明ではわかりませんので、お伺いしておきます。以上です。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 五洋建設につきましては、第1工区の折に辞退であった、これは議員さんのお話のとおりでございます。

それから、大口町における指名停止でございますが、大口町業者指名停止措置要領というのがございまして、これに基づきまして、業者指名審査会において指名停止の処分の決定をするということになっております。

それから、五洋建設の類似したような事業の実績であります、2003年の7月に松山中央公園のプール建設工事の実績を持っております。私の持っている資料ではちょっとそれしかわかりませんが、以上です。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 2003年ですか、その松山プールというのは一体どこなのか私は知りませんが、プールの実績は今あるというお話なんですけれども、今度のこの第2期工事は、プールもそうですけれども、テニスコートでありますとか、野球場でありますとか、運動場と申しますか陸上競技ですね。そういった部分も今回この第2工区の中には入っているというふうに私はこの図面を見させていただいて理解しておるんですけれども、そういった実績等々もやはり勘案されなければならないのではないんですか。私はそう思うんですが、その点においては今お答えになられなかったものですから、再度お伺いしておきたい。

それから、大口中学校の第1工区の新築工事でありますけれども、五洋建設自体はそのときに辞退をされたということなんです、これについての第2工区に対する入札に関して何らペナルティー等そうしたものはないわけなんです。それも今の御答弁では私はわかりませんので、お伺いしておきます。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今回の大口中学校新築工事（第2工区）の期限つき一般競争入札につきましては、その入札参加者の資格というものを8項目ほど定めておるわけ

ですけれども、その中に、平成9年度以降、国または地方公共団体が発注する工事で元請けとして、プールまたはプールを含む建築工事の施工実績を有することというのが、入札に関しての個別の案件として要件を定めております。これに沿った形で実績等を踏まえて業者の方から資格審査の申し出を受け、私どもが判断をしたというものであります。

それから、第1工区の辞退についてのペナルティーというのではないかということですが、御承知のように、この第2工区は新たな入札としてまた執行したものでありますので、今議員さんが言われます第1工区での辞退に対するペナルティーというのは課してはおりません。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 齊木一三君。

11番（齊木一三君） 1点だけお尋ねをしたいわけですが、五洋建設さんということで応札されて決定というような形になるわけですが、五洋建設さんといいますと、なかなかこの近くでは実績に関して聞いたことがないわけですが、私どもは耳にすることはたくさんあるんですが、この近くでそういう工事をやられているところがあったら一度教えていただきたいと思うんです。工事が規模的にかなり大きいものですから、いろんな工事屋さんが入ってくる、それぞれの責任分担とかいろんな形が出てくると思うんですが、1回きりの業者でそのまま何も無いというような話ではこれまた困りますので、この近くで実績があればひとつ教えていただければと思います。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 先ほどプールの実績につきましては、松山中央公園のプール建設工事という御報告をさせていただきました。このあたりでございますけれども、このあたりといいますと、名古屋港の管理組合が発注者になっておりますが、名古屋港水族館の第2期新築工事ですか、これが1998年に施工いたしております。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 齊木一三君。

11番（齊木一三君） 今、名古屋港水族館の第2期工事というお話ですが、いずれにしても、大口町で五洋建設というと初めての名前だと思うんですが、やっぱり初めての業者ということで、かなり信頼性を持って、また信用して工事発注をしていかなきゃいかんと、そのように思うわけですが、特に今まで各公共事業において入札に応じてこられた業者なんですか、その点もお尋ねしておきたいと思います。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今の御質問は指名の実績ということでしょうか。

(挙手する者あり)

議長 (宇野昌康君) 齊木一三君。

1 1 番 (齊木一三君) 工事に関して、町として指名されたことがあるのかということをお尋ねしたいと思います。

議長 (宇野昌康君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) 大口町としての発注工事で指名競争入札に指名をした実績はどうもないようであります。

(挙手する者あり)

議長 (宇野昌康君) 齊木一三君。

1 1 番 (齊木一三君) もう 1 点だけお尋ねしますが、公共事業ということで金額が合えばいいというような話の落札だと思うんですが、やはり工事というものは、末代まで続いていくものでありまして、これに関しまして、いろんな修繕だとかいろんなことが絡んでくるわけでありまして、五洋建設が初めて工事を大口町でやるということに関して、前から実績があればそれなりの信頼もあるわけですが、初めてということで、今後の話ですが、修繕とかそういうことに関しましても、かなり信頼関係で契約を結ばなきゃいかんと思うんです。今までですと、そういった入札に応じて大口町で工事がやられておれば、それなりの業者の名前もわかるわけですが、まったく新しいところというのはかなり不安を感じるわけですが、そこら辺はどのようにお考えを持ってみえるか、ちょっとお尋ねしておきます。

議長 (宇野昌康君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) 今も御回答をさせていただきましたが、今回提案をさせていただいております請負契約につきましての落札者であります五洋建設につきましては、指名競争入札における本町での実績はないということでございます。そういう中で、今回提案をさせていただいております。今お話のあった、今後の完成後についてのどこまで面倒を見てくれるかということになりますが、その辺の話というのは、実は具体的に五洋建設側とお話をしたわけではございません。きょうの議決をもって正式に契約を締結し、打ち合わせを進めていくということになります。今お話のあったことは十分、議会側の御意向に沿えるような形で五洋建設の方に話をしてまいりたいというふうに思っております。

議長 (宇野昌康君) 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宇野昌康君) これをもって、議案第51号の質疑を終了いたします。

これより議案第51号の討論に入ります。

ありませんか。

(発言する者なし)

議長(宇野昌康君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第51号の採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

議長(宇野昌康君) 日程第4、常任委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

各常任委員長から大口町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることを決定いたしました。

閉会の宣告

議長(宇野昌康君) 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成19年第4回大口町議会定例会を閉会いたします。

(午前11時20分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

大口町議会議長 宇 野 昌 康

大口町議会議員 丹 羽 勉

大口町議会議員 土 田 進